

旅費規程

1996年 6月 1日 制定

1999年 6月 1日 改訂

2001年 10月 7日 改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 (財)神奈川県スキー連盟(以下本連盟という。)の役員(理事及び監事)、各部専門委員、コーチ及び強化選手に対する各種会議又は、事業に係る旅費の支払は、本規程による。

(旅費の種類)

第2条 旅費は会議旅費と事業旅費とする。

(旅費の順路)

第3条 順路は本連盟に報告されている本人の居住地をその起点及び終点とする。

但し、本人の職業の関係で前項の居住地以外のところに居住する者は担当本部長、及び理事会の承認を得て居住地の起点及び終点変更することが出来る。

- 2 順路は原則として最短距離をとり、JR、私鉄、その他の列車、バス及び船舶等の便を利用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務上または天災、その他やむをえない理由により順路によれないときは、他の経路あるいは他の交通機関を利用することができる。ただし、この場合担当本部長を通じて総務本部長と専務理事協議の上決定する。緊急の場合は事後承認を得るものとする。

(旅費の仮払い、精算)

第4条 出張者は、必要に応じ総務本部長の承認を得て、旅費等の仮払いを受けることができる。この場合、出張者は帰着後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(実費支払証明)

第5条 実費の支払いをうけるときは、その支払いに関する証明書(相手方の領収書、これを得られないときは担当本部長の支払い証明書)の提出を必要とする。ただし、交通費は除くものとする。

(旅費の支給停止)

第6条 正当な理由無くして、帰着後14日を経過しても精算しないときは、旅費の支給を停止することがある。

(出張中の事故)

第7条 出張中の天災地変、負傷、疾病等の事故により、滞在を必要とする場合は速やかに総務本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合、帰着後直ちに関係書類とともに書面をもって担当本部長を通じて総務本部長に報告しなければならない。
- 3 前第1項の場合、総務本部で必要と認めた場合滞在費、旅費を支給する。但し、次に掲げる場合は支給しないことがある。
 - (1) 事故が本人の故意又は重大な過失に起因するとき。
 - (2) 事故に際し、法令の定めによりその費用が支給されたとき。
 - (3) 事故に対し、滞在及び治療に要する費用が関係者より支給されたとき。

第2章 旅 費

(内 容)

第8条 旅費は交通費、宿泊費、日当、食事代、及び搬送費として、次の各条により支給する。

(交通費)

第9条 出張に際し交通機関を利用するときは、次の基準により実費を支給する。ただし、本連盟が準備した交通機関を利用する場合には、その利用区間の交通費は支給しない。

- 1 乗車券 ……………全区間
- 2 急行券または特急券 ……一乗車区間が100Kmを越えるとき支給する。
- 3 航空券 ……………東京を基点として一乗車区間が800Kmを越えるとき支給する。

(宿泊費)

第10条 旅行日数が2日以上にわたり、宿泊を要するときは、その泊数に応じ1泊7,500円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業等で一行事一括して宿泊契約を結ぶ場合は、宿泊費は一括実費精算をする。

(日 当)

第11条 日当は業務処理に対し1日あたり1,000円を支給する。但し、競技会、講習会、研修会、トレーニング等における役員及び講師、監督・コーチ等の日当は3,000円を支給する。

- 2 宿泊を含まない出張においても前項に準ずる。
- 3 夜行出発・帰着の場合、出発日、帰着日に対する日当は1,500円とする。
- 4 作業時間が1日に満たない業務処理にたいしては、1時間300円の作業費を支給し、その上限を3時間とする。
- 5 原則として会議には日当を支給しない。
- 6 会長・監事を除く役員には、自宅作業費・電話代として、年間20,000円を一律支給する。

(食事代)

第12条 食事費は、業務執行等にあたり次の時間帯を含む場合、1回につき1000円を支給する。但し、宿泊に際し、食事費が宿泊費に含まれない場合は、朝食1000円、夕食1,500円を支給する。

- (1) 朝食時間... 7時～8時
- (2) 昼食時間..... 12時～13時
- (3) 夕食時間..... 18時以降

(搬送費)

第13条 航空機により移動せざるを得ない遠隔地での業務執行に際しては、片道につき宅配便経費3,500円を支給する。

(他団体事業及び会議等の参加費)

第14条 本連盟の加盟団体及び他団体の主催する事業、会議に参加する場合の旅費は、この規程に基づいて支給することとし、旅費が主催団体より支給された場合は本連盟に返戻するものとする。

(車両の取扱)

第15条 執行上、車両の使用が必要となった場合は、次により取扱うこととする。
但し、使用台数は必要最小限とし、事前に所属本部長(常務理事)の承認を得るものとする。

- 1 車両提供者にたいする借用費は車両使用費毎、1日当たり6,000円(車両損料・保険費用・整備費用等を含む)とする。
- 2 有料道路並びに駐車料金及び運行にかかわる諸経費は実費を支給する。
- 3 燃料代は使用期間中の実費を支給する。
- 4 運転手にたいする日当は、旅費規則第8条により支給する。
- 5 借用車両へのどう乗車の交通費は支給しない。
- 6 借用車両が執行中に交通事故を発生、又は被災した場合は総て車両提供者もしくは、運転者の責任において処理する。

(打ち切り補助)

第16条 各事業予算で、打ち切り補助として執行されるものは、第8条から第15条の適用は除外される。

第3章 海外出張

(海外出張)

第17条 海外出張の場合も本規程を適用し、その都度専務理事承認を得、理事会決定とする。

第4章 その他

(補則)

第18条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会において決定する。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の議決による。